

11 福祉・保育等関係

ア 介護

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
認知症高齢者に対する介護 (厚生労働省)	「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護の研究を強化、促進し、望ましい認知症ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	改定・福祉 ア	逐次実施		
介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	A L S以外の在宅患者に対する医行為について、今後必要に応じて検討し、結論を得る。	改定・福祉 ア	逐次検討・結論		
P F I法を活用した公設民営方式（B T O方式）の推進 (厚生労働省、内閣府)	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(P F I法)(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式(B T O方式)は、官民の契約に基づいて、P F I事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該P F I事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者に使用させることができる」としているP F I法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、P F Iを活用した公設民営を促進する。	改定・福祉 ア	逐次実施		
高齢者介護の新しい仕組みの在り方 (厚生労働省)	介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容(評価)を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。	改定・福祉 ア	逐次実施		
介護支援専門員(ケアマネジャー)に係る報酬の見直し (厚生労働省)	特定事業所加算は、まだ実績が少なく、一方で事業者からは、算定要件が過度に高い等の指摘がある。 加算の効果を検証し、例えば、主任介護支援専門員である管理者の配置、中重度者(要介護3～5)の占める割合、24時間緊急呼び出しへの対応等、当該加算の算定要件の在り方を検討し、結論を得	改定・福祉 ア	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	る。 また、ケアプランの公平性・中立性を確保する観点から、ケアマネジャーの独立をより促すことが必要であり、上記加算を含めた様々な報酬の在り方を見直し、検討する。				
介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションに係る報酬の見直し (厚生労働省)	事業所評価加算は、まだ実績が少なく、一方で、利用者の立場からは、要支援度が維持・改善すると、将来的には利用サービス量が減り負担も減ることがあり得る一方、事業所が加算を得た場合には自己負担(1割)として跳ね返ってきてしまうため、利用者自身がメリットを実感しづらいという可能性もある。 そのため、地方公共団体の協力を得て継続的に行われている介護予防の効果検証(費用対効果、属性別サービス別効果等)の結果や利用者の声等も踏まえ、当該加算の対象サービスについて検討し、結論を得る。	改定・福祉 ア		措置済	
指定事業所の基準の見直し (厚生労働省)	事業者の指定要件である各基準が厳格かつ画一的に運用されるあまり、事業者の創意工夫を阻んでいるとの意見が多くある。 特に弾力的な運用を求める声強いサービス提供責任者の配置基準については、現行基準の妥当性について検証し、結論を得る。 また、現行基準において、管理が円滑に行われることを前提に、近隣の事業所間での配置数の合算や一時的な兼任を認めるなど柔軟な運用を行う。	改定・福祉 ア		措置済	
介護サービス情報の開示の推進 (厚生労働省)	a 介護サービス情報の公表制度の見直し ア 段階的に進められている介護サービス情報の公表制度について、すべてのサービスで実施に至るまでの具体的な施行予定表(対象サービスと公表時期等)を早急に示す。	改定・福祉 ア a	措置		
	イ 既に公表が開始されているサービスについても、公表項目の見直しを並行して進める。			措置	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	ウ 「要介護度の改善」等の実績情報は、直ちに具体的な取組を検討する。公表項目については、各施設・サービスの特殊性や介護度の違い等による影響やその補正のための手法等、実績情報の客観的な比較が可能となるよう検討を行う。		平成20年早期に着手、以降段階的に実施		
	b 第三者評価制度の推進 一部の地方公共団体で自主的に実施されている第三者評価制度の実施状況等の調査結果を踏まえ、先行事例の紹介や自治体間の意見交換を行うことにより、第三者評価制度の活用を促進する。	改定・福祉 ア b		措置済	
介護人材の養成と確保に係る対策の見直し (厚生労働省)	a 介護人材の養成に係る対策の見直し 介護職員の質の向上は重要であり、研修の充実はそのための1つの方策ではあるが、介護職を目指す人にとっての過度な負担が参入障壁となり、なり手を減らすことに繋がりがねない。 したがって、平成18年度に新設された介護職員基礎研修の講義内容や時間数(計500時間)の妥当性と効果につき検証し、必要に応じ見直す。	改定・福祉 ア a	平成19年度検討開始、平成20年結論		
	b 介護人材の確保に係る対策の見直し 介護人材の需給バランスについては、現時点で充足しているからと言って楽観は許されず、介護に携わる人材の離職率の高さや有資格者の就業率の低さ等、根本的な問題解決に向けた取組が急がれる。 まずは、潜在的有資格者がなぜ介護職に就いていないか等、実態把握のための調査を早急に行う。	改定・福祉 ア b		措置済	
介護保険料賦課決定の弾力化 (厚生労働省)	介護保険料設定の弾力化(介護支援ボランティア控除の創設)については、保険者等の意見を踏まえて検討し、平成18年度中に結論を得ることとする。 【平成19年5月7日付 老介発第0507001号・老振発第0507001号 厚生労働省老健局介護保険課長・振興課長通知】	改定・福祉 ア	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活困窮者 への介護保 険サービスの 適切な提 供 (厚生労働 省)	a 生計困難者向けの簡易住宅や無料低額宿泊所等に居住又は滞在する者のうち、要介護認定を受けた高齢の生活困窮者が、適切に介護保険制度における居宅サービスを受けられるべきであることから、現在、地方公共団体で個別具体的に判断されていることによる運用のばらつきを是正するため、地方公共団体や施設、居住者及び滞在者の協力を得ながら、実態把握のための調査を実施する。	重点・福祉 (1)		措置	
	b また、その調査結果を踏まえ、居住・滞在日数の長さ、居住の実態の有無、住民票等を判断材料とするなど何らかの判断基準やガイドラインを示す必要性について検討し、結論を得て、必要な措置を講ずる。				
介護人材の 養成と確保 に係る対策 の見直し (厚生労働 省)	社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、介護福祉士資格取得のための実務経験ルートに新たに創設された6か月の養成課程(600時間程度)との整合性を図る観点から、介護職員基礎研修の講義内容や時間数(計500時間)の妥当性と効果につき検証して、必要な措置を講ずる。	重点・福祉 (1)		結論	措置
特別養護老 人ホーム等 の設備基準 に係る運用 の見直し (厚生労働 省)	特別養護老人ホーム等の建物について、途中階に人工地盤等が接続し、当該階が建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)と認められる場合に、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の適用に際して、当該階を1階とみなすこと等が可能か検討を行い、結論を得る。	別表3 - 10			検討・結 論

イ 保育

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
「認定こども園」の普及促進のための取組 (文部科学省、厚生労働省)	a 平成18年10月より制度化された認定こども園について、より多くの施設が認定を受け、広く普及するよう、各自治体における認定状況や施設の利用状況などを把握・評価・公表し、適宜、制度の改善を図る。	改定・福祉 イ a	適宜措置		
	b 「認定こども園」については、根拠法令や所管省庁が異なることにより、あらゆる手続き上の不便さを訴える声があがっている。運用面の課題解決は、法改正を伴わないものも多い。地方公共団体や事業者にとっての負担の軽減という観点からも、可及的速やかに実態調査を実施し、認定・認可・補助金に係る申請や会計報告、監査等の事務処理にとどまらず、改善のための方策を講ずる。調査に際しては、「認定こども園」の普及促進の観点から、地方公共団体、施設、利用者の声が反映されるよう工夫する。	改定・福祉 イ b	一部措置済	平成20年度から措置	
	c 認定こども園制度の普及促進の観点から、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」や、文部科学省、厚生労働省の両省局長級の検討会において平成20年7月末に取りまとめた普及促進策に基づき、早期に運用の改善を行う。具体的には、認定件数の増加を図るため、既存の制度における認可の有無にかかわらず、例えば、文部科学省と厚生労働省の補助金を一本化するなどして、幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能に対し、施設整備費や事業費等を補助する。	重点・福祉 (2) ア (ア)		平成20年度より逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
認定こども園の制度改革 (内閣府、文部科学省、厚生労働省、)	平成20年10月に、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策) 文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、20年度中に結論を得る。	重点・福祉 (2) ア (イ)		結論	
直接契約方式の導入 (厚生労働省)	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、平成10年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようにはなったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。</p> <p>一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、利用者と施設間の直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴重な受け皿として機能しているのみならず、都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。</p> <p>規制改革会議では、直接契約方式を導入することにより、利用者は、居住地に縛られずに、最寄り駅、保護者の職場、児童の祖父母の家等に近い施設を自由に選択して預けることや、必要なサービスを提供している所を選択することが可能になると指摘している。</p> <p>なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合など、本来、利用者を選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかと懸念もあることから、セーフティネットとして保育所において障害児や特に保育サービスが必要な者、低所得者などの社会的弱者を排除しないような受入れ体制の整備・強化のための仕組みについても検討する。</p>	重点・福祉 (2) ア 〔改定・福祉イ〕		包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	したがって、保育所間での切磋琢磨により、利用者から選ばれる保育所となるための努力を促す観点から、先行事例である地方公共団体の取組や認定こども園制度を参考にし、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式の導入について検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。				
直接補助方式の導入 (厚生労働省)	<p>現行制度では、国の補助は利用者ではなく、保育所に対して運営費という形で機関補助を行っている。利用者側の視点では、待機児童の発生している都市部や児童数の減少から保育所の閉所を余儀なくされている地域においては、必要なサービスを自由に選択し利用したいという希望が叶わないだけでなく、保育所への入所可否によって様々な不公平が生じていることが問題視される。質の面で安心感を得られやすい認可保育所に入所できた場合と、認可保育所に入所できず、やむなく認可外のサービスを利用する場合や、保護者が就労継続そのものを断念せざるを得ない場合の間には、負担する保育料や就業機会・利益の得失において非常に大きな格差が生じることがある。こうした利用者間の不公平は、手厚い公的補助が広く子育て世帯に行き渡らずに、認可保育所に対して集中的に行われていることに起因する。加えて、実際に認可保育所と認可外保育施設における保育の質の実証的な比較検証は行われていないにもかかわらず、認可保育所の不足感・待望感にもつながってしまっている。</p> <p>規制改革会議では、利用者へ直接補助する方式を採り入れれば、利用者間の公平が保たれ、受け取る補助額を分割使用したり、個人で上乗せしたりすることが可能となり、利用者のサービス選択の幅が格段に広がり、加えて、利用者が認可外サービスを選ぶことで、利用者の潜在的ニーズに応える新たな事業者の参入も期待できると指摘している。また、認可保育所の利用料は、保護者の所得に応じた一律の</p>	重点・福祉 (2) イ 〔改定・福祉イ〕			包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>公定料金となっているが、低所得者層への十分な配慮を行うことを前提に、サービス内容と利用者が支払う負担が見合ったものとする必要がある。利用者が施設と契約を結び、サービス内容に見合った利用料を支払う仕組みの中で、多様なニーズにきめ細かく対応できるサービスの拡充が図られるものと考ええる。</p> <p>さらに、現在、保育所の保育料は月額単位となっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯による利用や在宅保育世帯による一時保育の利用も増えると予想されることから、保育料を利用量に応じた形に見直す必要もある。</p> <p>したがって、投入されている公的補助を機関補助ではなく、予め公開された明確かつ透明性のある基準に基づいた保育の必要度に応じた補助方式を導入することにつき、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、措置を講ずる。低所得世帯や障害児を持つ世帯については、世帯所得や障害の程度、保育の緊急度など公による優先度の判断や、それに対応した応諾義務等により利用の確保を行う。</p> <p>その際、公的補助の対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育（保育ママ）等の施設型以外の保育サービス等にも拡大することについて検討する。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは前提条件であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行う。</p>				

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育サービスの情報公開の促進等 (厚生労働省)	<p>直接契約方式の導入に当たっては、各認可保育所が契約当事者になることから、少なくとも現在市町村に義務付けられている、施設及び設備の状況、入所定員、職員の状況、開所時間、保育の方針等運営の状況、保育料に関する事項については、各認可保育所に公開を義務付けることを検討する。</p> <p>併せて、在宅サービスについても、必要な情報提供の在り方について検討する。</p>	改定・福祉イ	包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置		
保育所の入所基準等に係る見直し (厚生労働省)	<p>a 保育所の入所基準に係る見直し</p> <p>ア 待機児童の多い都市部等では、パートタイム勤務等の保護者の子どもが「保育に欠ける」要件を満たしながら保育所に入所できないとの指摘や、「保育に欠ける」要件を満たさない子どもの保護者の中には、日中のフルタイム勤務をしていない母子世帯や低所得者層も含まれているとの指摘もあり、このような保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態について調査する。</p>	改定・福祉イ aア		一部措置済	
	<p>イ 戦後間もなく制定された児童福祉法では、保育の実施対象を「保育に欠ける」児童と定めており、現在もなお、保育所に入所できる、あるいは国の家庭的保育事業によるサービスを受けられるのは「保育に欠ける」児童に限定されている。この「保育に欠ける」要件は、具体的には児童福祉法施行令（昭和22年政令第74号）で定める基準に従い、各地方公共団体の条例で定めることとなっているが、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、児童福祉法施行令で定める基準については長年見直しがなされていない。</p>	重点・福祉（2）ウ〔改定・福祉イ aイ〕			包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>そのため、保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない場合がある。特に都市部等では、「保護者が昼間就労を常態とする」という1つめの要件に最も高い優先度が設定されている地方公共団体が多く、早朝・深夜シフトや、パートタイム勤務を掛け持ちする保護者等の児童は入所にしにくいという指摘もある。</p> <p>したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦(夫)世帯でも、必要に応じて保育所等において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めることを検討し、結論を得る。</p> <p>なお、入所希望者数が定員数を超える場合、新たな補助方式における補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを併せて導入することについて、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。</p>				
	<p>b 入所選考等に係る情報開示の徹底 利用者の納得性を高める観点から、市町村による保育所の入所選考等に係る情報提供の実施状況の詳細を把握し、情報開示の徹底を図る。</p>	<p>重点・福祉 (2) 工 〔改定・福祉イ b〕</p>			措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所の最低基準等に係る見直し (厚生労働省)	<p>a 保育所の最低基準の見直し</p> <p>児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）は、昭和23年の制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくないとの指摘がある。例えば、保育所について、乳児のほふく室の面積基準は1人あたり3.3㎡、保育に従事する者の要件はすべて保育士資格を保有する者と定められているが、一方で、東京都の認証保育所制度では、それぞれ2.5㎡、資格保有者6割までは緩和が認められており、基準の緩和による具体的な問題は必ずしも明らかになっていない。また、「認定こども園」の幼稚園型、地方裁量型の施設では、3歳以上の長時間利用児（「保育に欠ける」要件を満たす子ども）を保育する職員は、保育士資格の取得に向けた努力など一定の条件つきで幼稚園教諭でも可とされている。</p> <p>したがって、子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。その際、認可保育所との比較対象として、地方公共団体が独自に実施している保育室等を含める。</p>	改定・福祉 イ a		調査実施・分析	措置
	<p>b 保育所定員の見直し</p> <p>待機児童を抱える保育所における定員の弾力化については、段階的に認めてきたところであり、現在は、年度当初（4月）の定員超過率は15%、5月は25%まで、10月以降は職員配置・面積基準の範囲内で25%を超えても構わないとしている。それに対し、市町村からは、定員超過率の更なる弾力化、あるいは超過率の決定権限の市町村への委譲を求める要望があがっている。</p> <p>一方で、恒常的に定員を超えた数の児童を受け入れている保育所に対しては、3年を目途に定員改定を行うよう通知しているが、定員が増加する</p>	改定・福祉 イ b		検討・結論	措置(4月)

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	と補助額の単価が下がってしまうという保育所にとっての阻害要因が存在する。 そのため、保育所が定員を増やすことへの意欲・取組を阻害しないような方策を講じるとともに、現在行われている弾力化の状況を考慮しつつ、定員超過率の設定の見直しについて検討を行う。				
夜間保育、 休日保育の 推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	改定・福祉 イ	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進		
保育所等の 受入児童数 の拡大 (厚生労働省)	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	改定・福祉 イ	逐次実施		
イコールフ ットィング による株式 会社等の参 入促進 (厚生労働 省)	a 待機児童の多い地域等においては、保育サービス供給量を劇的に増やす必要がある中、保育所運営にも多様な民間事業者の参入を促すためには、様々な阻害要因を早急に取り除かなければならない。したがって、以下の具体策について、新たな制度設計の詳細に係る検討を行い、結論を得、措置を講ずる。 第1に、施設整備交付金の対象となっていない社会福祉法人等以外の事業者に対して、保育単価に施設整備の減価償却相当分を見込む、あるいは土地・建物の賃借料について一定の補助を行うことについて。 第2に、株式会社など社会福祉法人以外の事業者に対し、追加的に求めている社会福祉法人会計基準に基づく会計処理について。 第3に、事業者が最低基準を維持し、更なる質の向上に向けたインセンティブを働かせる構造となるよう、運営費の使途範囲の在り方について。	重点・福祉 (2) ア		包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b また、民営化の際、市町村において透明かつ公正な手続きが行われているか実態を把握し、社会福祉法人以外の民間事業者が合理的な理由なく排除されないよう、引き続き都道府県への周知徹底を図る。				措置
地域の実情に応じた施設の設置の促進 (厚生労働省)	<p>私立保育所や認定こども園、認証保育所等、様々な施設のサービスや運営効率、利用者満足度の相互比較を行うなどして、限られた財源を効率的に活用し、施設の設置を進める必要がある。</p> <p>したがって、効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道がひらけることから、例えば小規模であっても一定の質が保たれている保育の類型を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うことを検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。</p>	重点・福祉 (2) イ			包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所における給食の外部搬入方式の容認 (内閣官房) (厚生労働省)	a 特区事業「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」(特例番号920)について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、子どもの年齢や発育状態、日々の体調、食物アレルギー等への十分な対応策も含め、全国規模での展開に向け、引き続き精力的に検討を進め、できる限り早期に結論を得る。	重点・福祉 (2)ウ	平成20年度検討、 できる限り早期に 結論		
	b また、特区事業が全国展開された場合においては、給食の在り方全般について検討を行う。		特区事業が全国展 開された場合には、 速やかに検討		
家庭的保育 (保育ママ)の拡充 に向けた取組 (厚生労働省)	a 家庭的保育者の要件の緩和 家庭的保育事業を法制化する児童福祉法の改正法が第170回臨時国会において成立したところであり、今後省令で定める家庭的保育者の要件については、先行して実績を上げている地方公共団体の取組を十分参考にし、要件の緩和を図る。具体的には、保育士、看護師等の資格保有者に限定せず、基礎的な研修の修了を条件に、意欲のある育児経験者を保育者と認めるなど柔軟な要件設定とする。 また、現行の保育者要件では、保育に専念できる環境が必要であるとの理由から、「未就学児童を現に養育していないこと」としているが、例えば、フランスでは実子も含めて3人まで保育することが法的に認められており、これは、女性が子育てしながら収入を得る機会と、保育ママのなり手の確保の双方に役立っていると考えられることから、未就学児童を養育している者も含める。	重点・福祉 (2)イ (ア)〔改定・福祉イ〕	平成21 年度検 討・結 論、平成 22年度 措置		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 実施基準・ガイドラインの適切な策定 家庭的保育事業が法制化されたのち、国の補助を受け家庭的保育制度を利用する地方公共団体の数が増えるよう、実施基準・ガイドラインの策定に際しては、一定の質の確保を前提に、過度に厳しくならないよう配慮する。</p>	重点・福祉 (2) イ (イ)			平成21年度検討・結論、平成22年度措置
	<p>c 対象児童の拡大 本来、少人数かつ家庭的な環境で保育が行われる保育ママは、保育所における集団保育とは異なり、個別で柔軟な保育が可能であることなどから積極的に保育ママを希望する保護者・家庭もある。 そのため、国の家庭的保育事業についても、小規模で弾力的な保育サービスの1つとして、「抜本的な保育制度改革 ウ 「保育に欠ける」要件の見直し」の中で併せて検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。</p>	重点・福祉 (2) イ (ウ)		包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置	
	<p>d 「家庭的保育支援者」の見直し 家庭的保育事業における家庭的保育支援者については、その配置状況や制度として十分機能しているかどうかの検証を踏まえ、必要に応じて見直す。</p>	重点・福祉 (2) イ (エ)			平成21年度検討・結論、平成22年度措置
民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化 (厚生労働省)	今後、家庭的保育事業を法律に位置づけるに当たり、事業の安全性や質の確保を図る観点から、市町村が家庭的保育者に遵守させる実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の保育ママサービスに係る認可外保育施設指導監督基準に代わり、新たに基準を設けることが適切か否かについても併せて検討する。	重点・福祉 (2) ウ			平成21年度検討・結論、平成22年度措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
認可外保育施設の質の維持・向上 (厚生労働省)	認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図る。	重点・福祉 (2)エ		一部措置済	措置
ベビーシッター育児支援事業の運営の適正化 (厚生労働省)	年金特別会計児童手当勘定を財源とし、国が財団法人子ども未来財団に補助、さらに社団法人全国ベビーシッター協会に事務手続きを委託しているベビーシッター育児支援事業の運営の在り方を再検証し、その適正化を図る。 また、この事業において、ベビーシッター育児支援割引券等が使用できるベビーシッター事業者は、全国ベビーシッター協会の正会員である事業者(平成19年3月末時点でわずか112社)に限定されている。 そのため、当該割引券等が使用できる事業者の要件の妥当性を至急検証し、見直しを行う。	改定・福祉 イ	検討・結論		措置
「放課後子どもプラン」の推進と見直し (文部科学省、厚生労働省)	a 「放課後子どもプラン」の開始から半年以上が経過したが、プランによる効果はまだ発揮されていない。より効果的な事業の推進を図る観点から、早急に実施状況等の調査を行い、実態を把握した上で課題を解決し、2つの事業の連携を深め、1つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行う。調査の実施に当たっては、地方公共団体や運営側からの視点だけでなく、保護者・子ども自身等の利用者の声がしっかり反映されるような手法を取る。	改定・福祉 イ a	一部措置済	検討・結論	措置(4月)

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 実施場所の確保については、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に加え、文部科学省の初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画部長の4者連名による通知「『放課後子どもプラン』の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」(平成19年3月14日付、18文科生第532号・雇児発03140004号通知)を発出するなど、余裕教室を始めとする学校諸施設の利用促進に当たり、教育委員会と福祉部局との緊密な連携や小中学校との連携・協力を求めている。しかしながら、現場判断に委ねられる「学校教育に支障が生じない限り」という条件が曖昧であるため、余裕教室の利用やプランの実施がなかなか進まないという実態がある。</p> <p>そのため、関係者の意識改革や、地方公共団体における関係者間の連携に資するよう、関係各所の協力を得ながら、学校諸施設について、更なる利用の拡大が可能かどうか調査するなど、実施場所の確保のための有効策を早急に実施する。</p>	重点・福祉 (2) オ (ア)			措置
	<p>c プランにおける実施箇所数の目標達成だけではなく、子どもや保護者、地域にとっての質の充実など複合的な効果について検証する仕組みを研究する。</p>			速やかに検討開始、平成21年度措置	
放課後児童クラブの体制整備 (厚生労働省)	<p>a 放課後児童クラブに関するガイドラインと補助要件の区別が不明瞭となっている。</p> <p>それぞれの目的に応じた数値が科学的な根拠に基づくものとなるよう、適宜見直していく。また、ガイドラインの項目に適合している施設かどうか利用者がわかるよう、情報を公開するシステムを検討する。</p>	改定・福祉 イ b		検討	結論・措置(4月)

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 放課後児童クラブ事業費に係る障害児加算は1施設あたりの額で決まっており、1人でも受け入れれば加算がつく仕組みとなっている。</p> <p>よって、事業者の積極的な取組に対するインセンティブを働かせ、障害児の受入を促進する観点から、受入人数に応じて加算が増減するようなスライド制を採り入れる等、加算の在り方を見直す。</p>	改定・福祉 イ c		措置済	
	<p>c 放課後児童クラブについて、顕在化している待機児童問題を解消し、大規模クラブの環境を改善するため、クラブの設置・分割を迅速かつ効率的に進めなければならない。厚生労働省では、平成21年度予算の概算要求で、大規模クラブの解消のための改修費の増など所要の要求を行っているが、それだけでは十分とは言えない。</p> <p>したがって、児童の放課後の安全対策や家庭的かつ豊かな時間の確保の観点から、クラブ数の増加に向け、小学校の余裕教室、児童館、幼稚園等、既存施設の有効活用を一層促進し、クラブ分割を行い、大規模クラブの解消を速やかに行う。</p>	重点・福祉 (2) オ (イ)		一部措置済	措置
	<p>d 新待機児童ゼロ作戦では、10年後にクラブの登録児童数を145万人増加させるとの目標を掲げているが、実際のクラブ運営には、実施場所等の物理的資源や指導員等の人的資源の確保が欠かせない。</p> <p>そのため、新ゼロ作戦の実現に向け、量の拡大とともに質の向上を図る観点から、場所と人材の確保も含めた具体的な対応策について検討を行い、早急に結論を得、措置を講ずる。</p>			包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置	
放課後児童の受入体制の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	改定・福祉 イ	子ども・子育て応援プラン及び放課後子どもプランに基づき計画的に推進		

ウ 両立支援

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
育児休業等の取得の円滑化 (厚生労働省)	<p>労働者が育児休業を終了し、一度業務に復帰した後、育児・介護休業法に定める最低基準として、再度育児休業の申出が可能となる場合については、現在、配偶者が傷病などにより育児ができないなど、配偶者の事情に係る極めて限定的な「特別な事情」の場合のみに制限されている。また、育児・介護休業法第23条においても、1歳未満の子を養育する労働者に対して「育児休業に準ずる措置」が規定されていない。</p> <p>一方で、1歳未満の子を養育する労働者が、長期にわたる子どもの疾病が発覚した場合や現在受けている保育サービスが受けられなくなった場合など、養育する子どもや養育環境の事情等により、やむを得ず再度育児休業を取得する必要性が生じることも十分あり得る。また、そのような場合などにおいて、法を上回る企業の独自の措置で再度の育児休業を取得したとしても、社会保険料の免除を受けられないという実態もある。</p> <p>このようなことを踏まえ、再度育児休業の申出が可能として厚生労働省令で規定している「特別な事情」の範囲等の見直しを検討する。</p>	改定・福祉ウ	措置済		
次世代育成支援対策推進法に係る運用の見直し (厚生労働省)	<p>ア 一般事業主行動計画の情報開示等</p> <p>各事業主に対して、原則として一般事業主行動計画の開示を求めることや都道府県労働局に行った届出について、その記載事項のうち一般への開示が有意義と考えられるものについて労働局がその届出内容を開示する（その際、事務コストの軽減のため、書面による各都道府県労働局への届出をウェブ上の登録の形で受理するなどのIT化を図る）ことなどにより、一般事業主行動計画の内容について広く国民が知り得る制度に見直すことを検討する。</p>	改定・福祉ウ ア	平成19年度中結論、逐次措置		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>イ 一般事業主に対する認定制度の見直し</p> <p>一般事業主に対する認定制度については、各事業主にとって、社会的責任を全うするという観点から、認定取得に向けた意欲が高く、有意義な制度であるとの意見が多い。</p> <p>一方で、男性の育児休暇に関する認定の基準が労働者数の多寡にかかわらず1名以上であることなど、社会的に「子育てをサポートしている」と広告できる企業として不十分ではないかとの指摘もあり、今年度から始まる各事業主に対する認定状況等を踏まえ、より効果的な制度となるよう見直しを行う。</p>	改定・福祉ウイ	認定状況を踏まえ、逐次措置		
<p>両立支援レベルアップ助成金に係る運用の見直し (厚生労働省)</p>	<p>「両立支援レベルアップ助成金・事業所内託児施設設置・運営コース」につき、指定法人である財団法人21世紀職業財団における申請から支給決定までのプロセスが不透明、かつ各種手続きが煩雑であるとの声が事業主からあがっているため、支給要領等の関連情報をホームページ上で開示する。</p> <p>また、支給要領に記載されていない運用上の解釈に関する事項等、事業主が施設の設置・運営等を検討する際の判断材料として有益と思われる内容も、すべてホームページ上で開示する。特に、利用料については、支給要件についてわかりやすく補足する参考情報、具体的には運用上の解釈や、近隣の施設や付加サービスを行っている施設の利用料等の情報も入手できるようにする。</p>	改定・福祉ウ	措置済		
<p>事業所内託児施設等の質の担保の徹底 (厚生労働省)</p>	<p>現行制度では、事業所内託児施設等を認可外保育施設として位置づけており、認可外保育施設指導監督基準に沿って、都道府県が指導監督を実施することとしている。</p> <p>今後、適切な指導監督が行われ、保育の質及び適正な運営が確保されるよう周知徹底を図る。</p>	改定・福祉ウ	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
父親の育児休業取得の促進 (厚生労働省)	男性の育児休業取得を促進する観点から、父母がともに育児休業を取得した場合に育児休業取得可能期間を延長することや、出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合に育児休業の再度取得の申出を認める等の仕組みを検討し、結論を得る。	別表3 - 11		措置済	

エ 障害者施策

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づき、旅客施設・車両等、道路、信号機、都市公園、路外駐車場、建築物等のバリアフリー化を一体的・総合的に推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。	改定・福祉工	逐次実施		
障害者福祉制度の改革 (厚生労働省)	高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は障害者自立支援法に基づく介護給付費としている。介護保険制度と障害者福祉制度との関係について検討を行う。	改定・福祉工	逐次検討		
医療法人による日中一時支援事業の実施 (厚生労働省)	医療法人が日中一時支援事業を実施できるよう、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知)を改正する。	別表5-999			措置(平成21年4月1日)